



### 質問1

私の診療所が、高速道路用地として買い上げられることになり、土地と建物の代金のほかに収益補償金をもらいましたが、この補償金については、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

**回答** 収益補償金は、事業所得の収入金額になります。

道路用地として土地などが買い上げられた場合には、①土地や建物の対価として受ける対価補償金、②事業の廃業や移転に伴う収入の減少に対するもの、又は休業期間の収益を補償する収益補償金、③資産の移転費用に充てるものとして受ける移転補償金、④工事期間中又は新しい事業所ができるまでの間の費用に対するものとしての経費補償金などを受けることがあります。この補償金に対する課税関係はそれぞれの実態に応じて次のようになります。

- (1) 対価補償金・・・譲渡所得の収入金額
- (2) 収益補償金・・・事業所得の収入金額
- (3) 移転補償金・・・原則として一時所得の収入金額とする
- (4) 経費補償金・・・事業所得の収入金額

ところで、ご質問の収益補償は、移転先で開業するまでの期間の休業補償及び開業してからも以前の場所と異なっているために見込まれる減収部分を補うための収益補償に当たると考えられますので、診療収入以外の収入として事業所得の収入金額に計上することになります。したがって、この補償金については租税特別措置法第26条の適用は受けられないこととなります。

### 質問2

私は麻酔科診療所を開設しており、主な業務内容は他の病院からの依頼（対診）によって出張麻酔を行い、他科の医師（主治医）と共同医療を実施しています。この場合、他科の医師と共同で行った手術等による麻酔施術の診療報酬請求につきまして、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用はあるのでしょうか。

**回答** 租税特別措置法第26条の規定は、医業または歯科医業を営む個人が適正な社会保険診療報酬につき支払いを受けるべき金額を有する場合に適用されます。

この社会保険診療とは、健康保険法の規定に基づく療養の給付等をいいますが、同法等によると保険医療機関等が療養の給付等を行った場合その費用は、被保険者及び政府等の保険者に対して請求することとされています。

そうすると、租税特別措置法第26条に規定する社会保険診療につき支払いを受けるべき金額とは、療養の給付等を行った保険医療機関等が、被保険者及び政府等の保険者に直接請求して受け取るものであると解されます。したがって、ご質問の業務委託契約に基づいて受領する報酬は、社会保険診療につき支払いを受けるべき金額に該当しないため、租税特別措置法第26条の適用を受けることはできません。